

実績報告の記載方法

- ① 慰労金，振込手数料，慰労金給付済額には，それぞれ実際に要した経費又は給付決定額のうち低い方の金額(人数)を記載します。
- ② 慰労金給付決定額には，県からの給付決定通知書の給付決定額を記載します。
- ③ 精算額には，慰労金給付済額から慰労金給付決定額を減じた金額を記入します。(プラスの金額にはなりません。)

事例1 (申請どおりの金額を支給した場合)慰労金20人4,000,000円，振込手数料5,000円を申請し，同額で給付決定を受け，同額を支給した場合

科目	人数	給付額 (円)
慰労金	20	4,000,000
振込手数料		5,000
慰労金給付済額 (円)		4,005,000
慰労金給付決定額 (円)		4,005,000
精算額		0

事例2 (振込手数料が申請額より下がった場合)慰労金20人4,000,000円，振込手数料5,000円を申請し，同額で給付決定を受け，慰労金の金額は変わらず，振込手数料が4,000円だった場合

科目	人数	給付額 (円)
慰労金	20	4,000,000
振込手数料		4,000
慰労金給付済額 (円)		4,004,000
慰労金給付決定額 (円)		4,005,000
精算額		-1,000

後日，県から送付される納入通知書により，1,000円を返還していただく必要があります。

事例3 (振込手数料が申請額より上がった場合)慰労金20人4,000,000円，振込手数料5,000円を申請し，同額で給付決定を受け，慰労金の金額は変わらず，振込手数料が6,000円だった場合

科目	人数	給付額 (円)
慰労金	20	4,000,000
振込手数料		5,000
慰労金給付済額 (円)		4,005,000
慰労金給付決定額 (円)		4,005,000
精算額		0

実際に要した経費6,000円と給付決定額5,000円のうち低い方の金額5,000円を記載します